

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和2年6月17日、午前10時30分頃、君津市愛宕164番4地先、広域営農団地農道で発生した車両損傷事故。 竹の伐採作業中、伐採した竹が、走行していた相手方所有の小型乗用車の前方部に当たり、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、361,719円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和2年8月24日

令和2年9月2日提出

君津市長 石井宏子